

第 143 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和 7 年 10 月 16 日 (木)
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501 号室
- 3 出席者 部会長 兒山 真也
委 員 恩地 紀代子
委 員 工藤 和美
委 員 平栗 靖浩
委 員 柳 尚吾
- 4 審議案件
第 1 号議案 西宮市における (仮称) ドラッグコスモス西宮今津店の新設に係る県の意見について (法第 8 条第 4 項)
第 2 号議案 伊丹市におけるイオンモール伊丹の変更届に係る県の意見について (法第 8 条第 4 項)
- 5 審議概要 別紙のとおり

議案1：(仮称)ドラッグコスモス西宮今津店

審議の概要

事務局から計画施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員 今回の案件はいずれも十分に基準を下回っているので、騒音の観点からは問題ない。

委員 十分余裕を持って基準を下回っているようだが、基本的に駐車場内の騒音源からは距離があるということか。

委員 そのとおり。音源からの距離が比較的大きいので騒音は十分に低減すると考えられる。そういう意味で非常に上手に配置されている印象である。

委員 歩行者用通路のエレベーターの横に身障者等用駐車区画があり、その背面に駐輪場があるのだが、その間の通路幅が1 mとなっている。1 mの幅員で法律、条例等問題なかったのか。敷地全体的に通路幅は1 mとなっている部分が多いのだが、この身障者等用駐車区画の後ろ側は、法律（バリアフリー法）でも1.2m以上とすることが規定されている。また、駐輪場への経路は2 mとなっているが、自転車と人が同時にアクセスする経路の幅員を2 mで足りると判断しているのか。安全面でどのような検討をしているのか説明されたい。

事務局 身障者等用駐車区画からの経路について、左（西）側の駐車区画に停車した場合はそのまま左の幅員2.1mの経路につながっているため、右（東）側の駐車区画についての指摘だと捉えている。右側に停車すると幅員1 mの歩行者用通路を通ることになるため、これが

法律上問題ないのかについて確認し、1.2m必要であれば計画の変更を求めて対応する*。駐輪場に入る経路について、県としては2mの幅が最低限必要だと考えている。敷地の自転車用出入口から駐輪場まで2m幅で通行可能であるため、支障ないものと判断している。

(※右(東)側の身障者等用駐車区画から店舗出入口までの経路について、福祉のまちづくり条例における高齢者等利用経路(幅員1.2m以上必要)は当該駐車区画北側の車路側に設定していることを事務局より事業者を確認した。駐車区画南側の駐輪場との間の通路部分は高齢者等利用経路に該当しないことから、法律上幅員1mで問題ない。なお、車路側に高齢者等利用経路を設定し、車道と分離されていない点については、福祉のまちづくり条例を所管する県都市政策課に確認し、やむを得ないとの回答を得ている。民間の指定確認検査機関で確認済証が交付されており、高齢者等利用経路の設定についても支障ないことから、法適合について問題ないことを事務局で確認した。)

委員 駐輪場の入口だけでなく、歩行者の入口とも兼用している。歩行者用通路も法令で2m以上という基準(道路構造令第11条による道路の歩道幅員)があるため、それらを踏まえると、自転車と人が兼用する部分に、歩道の基準である2mを少し超える2.1mの幅員で危険ではないか懸念している。歩行者と自転車が同時に進入し、駐車場があるのでカートで移動する人も混ざるということになり、相当の動線が交錯する場面を考えると、1m幅、2m幅で十分か検討が必要だと考える。

委員 2mあれば問題ないということか。

委員 そのとおり。基準では（道路の）歩道幅員は2 m以上、身障者等用駐車区画からの経路は1.2m以上（バリアフリー法・福祉のまちづくり条例による高齢者等移動経路の幅員）と規定されている。

委員 身障者等用駐車区画からの経路 1.2mのところは法令適用を確認するとのことだったが、出入口前の幅員 2.1mの箇所について、法的には問題ないが、人と自転車が混在するので、より安全な方向で考えるべきということ。

関係人 駐車場の安全ガイドラインで2 mが基準として定められており、この基準を踏まえて幅員を計画としている。また、歩行者と自転車が兼用する部分であるため、出入口部分で自転車は降りて通行するよう呼びかける看板を設置する。遵守されるのかどうかという点はあるが、注意喚起を行い、自転車を押して駐輪場まで行くことを促し安全面に配慮する考えである。

委員 自転車を押して人が行き来するだけでも最低2 mで足りるかどうか。車椅子で行き来すると1.8mという基準があり、自転車を押して歩く幅と同程度である。そうすると2 mは最低限の幅であるため、問題が起こり得る配置だと考えている。

事務局 県として示しているガイドラインの基準である2 m以上が確保されているため、条例審議の段階では県としても支障なしと判断していた。より広く幅員を確保できればその方が望ましいのだが、今回はもう法律の段階に入っており、今から配置をとというのはなかなか難しいところもある。今後、新たな計画について、2 mあればこれまで同様ガイドライン基準を満たしているので問題なしとするが、もう少し広くできないかというのは審査の中で事業者と協議していき

たいと考える。

委員 今後は車椅子利用者も増えていくという背景もあるため、問題が増えてくるとすれば、ガイドラインの見直しにもいずれつながる可能性がある。絶対遵守を求める義務的なものと、努力目標に分けるなどの方法も考えられ、ガイドライン自体の見直しにもつながり得る話だと考える。今回の計画は、ガイドラインに従って計画しているということで、再度検討してもらい、これから対応できることがあれば対応されたいと思うが、それ以上は困難だと考える。また、幅員 1.2mが必要な経路についてはしっかりと確認の上、対応されたい。

委員 議案書の記載について、「3 法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見」とあり、大規模小売店立地法のその事項がどこに規定されているかが気になっていた。「4 法第8条第2項の規定により西宮市の区域内に居住する者等から述べられた意見」という事項も同様である。法の規定によって聴取する意見というのは、意見内容の列の部分のみを指しているのか。大まかに記載されているが、その法規定に該当するものはこの表の左端列の「意見内容」の部分になるのか。右列の「設置者の対応」及び「県の判断」の部分は、任意的補足事項になるのか。4（居住者等からの意見）の部分も同様に、法第8条第2項の規定により、西宮市の区域内に居住する者から述べられた意見というのも、これも同じで「意見内容」の列だけが法の適用対象と思うのだが、もっとわかりやすく、どこが（法の）対象なのか、そもそもこの2つ目の「設置者の対応」や「県の判断」というものは、記載しなければいけないものとしてガイドラ

イン等で定められているものではないのか。

事務局 「設置者の対応」及び「県の判断」の部分について、法律で定められているものではなく、審議会に諮る上で、関係機関からの意見に対してどういう配慮を行っているのか、どういう対策を行っているのかというのを事務局で確認し、意見を出すべきなのかの判断材料としている。手続の流れとしては、最初に届出書が提出された後、県の都市計画課から関係部局及び関係市町に意見照会を行い、収集した意見が左列に記載されている「意見内容」である。その意見内容を事務局から設置者に通知し、それに対してどう考えているのか、どう対応するのかについて、照会により回答を求める。その手続で収集した設置者の回答を「設置者の対応」欄に記載しており、その対応が適切かどうかを都市計画課で判断し、「県の判断」欄に記載しているものである。この議案書は、県が審議会に諮るために作成している資料であり、これらの照会等は任意で行っているものである。

委員 この「5 関係機関からの意見」というものの根拠はどのように定められているのか。

事務局 「兵庫県大規模小売店舗立地法運用要綱」というものを定めている。法律が定める手続の他、法の運用に関して必要な事項について兵庫県の運用ルールを定め、公表しているものであるが、この第11条において、法第8条第4項の規定、これが意見のあるなしの通知に係る規定を定めている。この通知をしようとするときには、まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会、これが本日の審議会のことであるが、こちらの意見を聴くものとするということであり、この規定に基づいて、いつも議案を当審議会に諮っている。この場合、県

は兵庫県大規模小売店舗立地法連絡会議において、あらかじめ協議することとしており、この連絡会議というものが、関係機関により構成された組織であるが、この連絡会議という組織に意見照会を行って、意見を収集している。

- 委員 参考資料として手元に配布されているのか。
- 事務局 配布していない。事務処理の手続を定めたものであり、審議に必要な書類としては考えていない。
- 委員 根拠が存在することは確認できた。議案書の最後に「6 法第8条第4項の規定による意見（案）」とあるが、これも同じ法第8条第4項の規定によるのか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員 法定必須事項というのは、この「3 法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見」の左列（意見内容）、「4 法第8条第2項の規定により西宮市の区域内に居住する者等から述べられた意見」の左列（意見内容）と、最後の「6 法第8条第4項の規定による意見（案）」の上行（県の意見の有無）ということになるのか。
- 事務局 そのとおり。関係機関への意見照会というのは、意見ありかなしか判断するための判断材料として任意に行っているものであり、法令に基づくものではない。
- 委員 この関係機関からの意見を踏まえて、最後の留意事項に重要な項目を付記しているが、当計画に記載されているものが最も定例的な事項なのか。
- 事務局 そのとおり。法的には留意事項を付記する規定はないが、留意してもらいたい事項として、県として付記しているものである。申し送

り事項とも言える。

委 員 留意事項について、仮に留意事項ではなく、県の意見有りとした場合でも、営業開始には障害になるわけではないのか。

事 務 局 意見を有しないと県が通知をした場合、その時点から営業を開始できる。一方で、県が意見ありと通知した場合、設置者はその意見への対策が求められる。そのため、営業開始可能日が延期する等、事業計画に対して影響は発生する。手続の流れについて、条例手続完了後、法律の新設等届出が提出された後、設置者の方で近隣説明会を開催する。市町や関係機関に県が意見聴取を行うほか、縦覧手続も行うので、居住者等にも意見提出できる機会を与えた上で、県の意見の有無について審議会に諮問することとなる。今回の部会がこれに該当し諮問しているところだが、「意見なし」の通知を行うと、その時点で手続が終了するため、開店や変更内容の実施が可能になる。一方で、意見書を送付、つまり「意見あり」として通知した場合は、「変更する旨の届出」または「変更しない旨の通知」を事業者が提出し、それについてまたもう一度、縦覧等の手続を実施する流れとなる。「意見あり」で手続が終了するわけではなく、もう一度審

委 員 「意見あり」となると、営業開始日が遅れ、「意見なし」となったら手続が終了し、8ヶ月は待たなくて済むということか。

事 務 局 そのとおり。

委 員 意見ありになると、こういう事項について意見があるということがより具体的な記載で必要になると考えられ、相当重いものだという判断になる。この件については条例審議の際、出口と入口を完全に分けてしまうこと、また県道ではない細い道の方に出口を設けるこ

とは、不適切ではないかという様々な議論や意見が出されたが、西宮市からの指導によるものであり、出入口の配置は変えられないということで、今回のような形になったという経緯であった。それに関しては西宮市からの指導なので、(対応はできずに)変更していないということによいか。

事務局 そのとおり。

委員 欠席委員からもし意見等受けていれば説明されたい。

事務局 今回の案件については交通計画に変更がないので、(交通を専門とする)委員への事前説明は行っていない。

部会長 それでは本件に関する審議は以上としたいと思うが、先程の1.2mの幅員が必要ではという点について、留意事項には記載せず、事務局で法適合を確認するということによいか。

部会長 (各委員に諮った上で)原案のとおり県の意見は有しないとし、留意事項として1から5を付記することとする。

【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。

と。

- 4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項）について説明した後、審議を行った。

委員 議案書に騒音の発生に係る事項の記載がないが、本案件では騒音について再評価しないということによいか。

事務局 そのとおり。新設東側出口において車両走行音が発生するが、東側の道路と猪名川を挟んでかなり遠くにある住居などが保全対象であり、十分に離隔があることから、騒音の発生に係る影響はほとんどないと考えている。

委員 交通の観点で欠席委員からの意見を説明されたい。

事務局 渋滞が発生している交差点を経由する車両をできるだけ減らすための対応であり、特に支障はないとの意見を確認している。

委員 西側出入口を出口に変える運用変更について、設置当初は入口の機能が必要であるという想定であったが、現状は想定から変化したということか。また、入口がなくなるので、騒音の影響が低減されるということか。

事務局 (騒音について)御指摘のとおり騒音の影響は低減されると考える。

関係人 店舗の新設当初、宝塚土木事務所との協議では、計画地北側の県道を混雑させないことを重点に考えていたことから、計画地西側に入口を2箇所設置することになった。しかし、3年前に北側に入口を新設したことにより、西側からの入庫需要が減ったと考えている。

委員 北側への入口の新設について、第122回の部会で審議をしたことを

記憶しているが、今回の交通渋滞との関連はないように考えられる。

- 関係人 そのとおり。
- 委員 今回、店舗南側の交差点がかなり混雑している。北側に入口を新設した前回審議では、桑津橋西詰へ交通が集中していることが論点であり、西側出入口周辺の混雑については、ほとんど議論されていないと思うが、前回変更時から渋滞の懸念はあったのか。
- 事務局 前回時点では、店舗周辺が慢性的に混雑していた。周辺の交通渋滞が何に起因しているかという原因を特定するのは困難であるが、特に北側の県道周辺の交通渋滞が著しかったことから、前回は北側に入口を設置する変更を行った。今回は南側交差点での渋滞について、北側に出入口を設置した後でも依然として存在していることから、新たな対応として東側出口を新設することになった。
- 委員 予測に基づいて内容を判断すべきではあるが、既に東側出口を新設済みであるため、一定の結果が出ているのであれば参考情報として説明されたい。
- 事務局 東側出口を新設した変更前後における各出口の利用割合の変化を確認した。北側については全体の約45%程度利用されており、変化はほとんどなかった。西側の二か所の出口については、約42%と13%の出庫だったものが約35%と約9%まで低減し、新設東側出口からは約13%出庫している。店舗南交差点に向かう出庫車両が、他経路に十分転換されていることを確認している。
- 関係人 2月に出口を新設以降、目立った渋滞というものは一切なくなった。来訪者からの混んでいるという苦情も、多い日は1日30件程度あったのだが、現在は一切なくなっている。

- 委員 成果が出ているということで大変良かったのではないかと考える。
- 委員 新設出口について、入庫を防ぐため形状を斜めにしたということだが、出庫する際の右側の視野に支障はないか。
- 関係人 警察や伊丹市との協議でも同様の指摘があった。もともと新設東側出口付近にあった樹木は移植を行い、間口を広くすることで視野を確保するよう対応している。
- 委員 樹木を移植したということだが、駐車場自体の構造を変更しているため、グラスパーキング等も含め、緑地面積の確保の観点から問題が生じていないか。
- 関係人 伊丹市の都市計画課と協議し、移植した樹木含めて新たに緑地面積を確保する計画としているため、特段問題ない旨を確認している。
- 委員 令和7年2月に変更届出を行い、今回審議となっているが、期間が空いたのはなぜか。
- 事務局 届出後4ヶ月の公告縦覧期間があるため、手続としては最短で7月以降での審議会に諮ることとなるが、出口新設後の出庫データを取って変更前後の変化を確認するに当たり、繁忙期の8月に検証するべきと考え、データの検証結果が出た時点での審議となった。
- 委員 駐車場の届出台数が減る場合、変更の手続が必要になる。出口の新設により駐車区画が少なくなっているように見えるが、台数管理はできているか。
- 事務局 大店立地法の届出台数よりも多く駐車区画が設置されていたことから、余剰分の駐車区画を削る形で出口新設工事を行っており、必要駐車台数は確保されていることを確認している。

部 会 長 （各委員に諮った上で）原案のとおり県の意見は有しないとし、留意事項として1から3を付記することとする。

【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。